

1-1 そもそも特許って、何？

技術者・研究者の方は、もちろん「特許」という言葉をご存じでしょう。しかし、「特許とは何ですか？」という質問に答えるのは結構難しいと思います。いろいろな答えがあり得ると思いますが、以下のように考えるとわかりやすいと思います。

● 特許＝車？

特許とは何でしょうか？ 私は次のように考えるとわかりやすいと思います。

「特許」とは「物」である

具体的にいうと「特許をもっている」とは、たとえば「車をもっている」ということとほとんど同じといえます。

たとえば車を持っている方が自分の車を中古車屋に売ったら、中古車屋からお金をもらえます。また、車を友人に貸す場合、「1日5,000円で貸してあげます」などということができます。また、友人が断りなしに自分の車を使っていたら「勝手に使な！」といって使用をやめさせることができます。

特許をもっていると、これと同じことができます。

特許をもっていたら、その特許権をほしい人へ売ってお金を得ることができます。また、その発明を使いたい人がいれば「その発明を1年間使っていいから、〇〇円ください」などということができます。また、その発明を自分の断りなしに使っている

特許と車の比較表 (1-1)

	車	特許
売る	可能	可能
貸す	可能	可能
差止	可能	可能
損害賠償	可能	可能

人がいたら、「勝手に使な！」といって使用をやめさせることができます。さらに勝手に使われたことで自分に損害が発生しますので、損害賠償を請求することもできます。

このように「特許をもっている」ということは、車などの「物をもっている」ということと、ほとんど同じといえます。

● 特許と車の違い

それでは、「特許」と「車」の違いは、どこにあるのでしょうか。

それは「車」には実体があり、「特許」には実体がないということです。

「車」には実体がありますから「あなたの車はどれですか」と聞かれた場合、「これです。」と指さして示すことができます。

しかし「特許」には実体がありませんので「これが私の特許です」と指さして示すことはできません。実体がないものの内容を示すには工夫が必要です。そこで特許制度(👉1)においては、自分の特許(発明)はどのようなものかを書面に示し、それを特許庁に登録することになっています。このようにすることで実体のないものの内容を明確にし、誰もがその内容を理解できるようにしているのです(👉2)。

このように発明の内容を記載して特許庁へ提出するものが**明細書**や**特許請求の範囲**などの特許出願書類です。実体のないものを文章で表してその内容を明確にするわけですから、特許出願書類の作成はかなり難しい作業です。

